

# 地縁による団体について

## (1)地縁による団体とは

町又は字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、いわゆる自治会・町内会等のように「区域に住所を有する人は誰でも構成員になれる団体」がこれにあたります。ただし、スポーツ同好会のように特定の目的の活動を行う団体や、老人会・婦人会のように構成員に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は、ここでいう地縁による団体ではありません。(地方自治法第260条の2第1項)

## (2)認可制度のおこり

自治会・町内会等は、法人格を有しない団体であることから、公民館等を所有する場合、土地・建物等を自治会名義で登記できないため、自治会長等の代表者個人の名義で登記され、登記名義人が死亡した場合等に所有権等について、いろいろな問題が起きていました。

## (3)認可地縁団体

そこで、平成3年4月に地方自治法が改正され、「地縁による団体」が市長の認可を受けることにより、認可地縁団体として団体名義で不動産登記ができるようになったものです。

## (4)認可要件

現に不動産を有している又は保有を予定している「地縁による団体」で、次の要件を満たしていることが必要となります。

ア 区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

- イ その区域が、町名や地番で明確に定められていること。
- ウ 区域内に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数(区域内の住民の過半数以上)の者が現に構成員となっていること。
- エ 規約を定めていること。

## (5)地縁による団体の認可申請について

地縁による団体の認可申請は、団体の自主的判断により行われることとなっています。構成員の合意などにより認可申請を行うこととなった場合は、地域づくり推進課へご相談ください。

## (6)認可後の地縁による団体は

認可を受けた地縁による団体は、認可された規約(会則)に基づいて活動しなければなりません。

なお、規約には、次に掲げる事項が定められていなければならないとされています。(地方自治法第260条の2第3項)

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 一 目的         | 五 構成員の資格に関する事項 |
| 二 名称         | 六 代表者に関する事項    |
| 三 区域         | 七 会議に関する事項     |
| 四 主たる事務所の所在地 | 八 資産に関する事項     |

規約(会則)に基づく運営がなされていない場合、認可が取り消されることがあります。

なお、次のような場合は、所定の手続きに従ってすみやかに届け出を行ってください。

- ・代表者が交替したとき
- ・規約(会則)を変更したいとき
- ・団体が解散するとき